

○ 厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法（平成十六年厚生労働省告示第三百五十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額は、厚生年金基金（以下「基金」という。）の場合にあっては当該事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であった者（以下「基金加入員等」という。）について、<u>企業年金連合会</u>（以下「連合会」という。）の場合にあっては当該事業年度の末日における当該連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者（以下「連合会受給権者等」という。）について、次の第一号から第三号までに定める額を合計した額にその者の性別、生年月日及び当該事業年度の末日における年齢に応じて別表第一に定める数を乗じて得た額と第四号に定める額にその者の性別及び当該事業年度の末日における年齢に応じて別表第二に定める数を乗じて得た額を合算した額とする。</p> <p>一 平成十七年四月一日前の厚生年金保険の被保険者であった期間であつて、基金加入員等の場合にあつては当該基金の加入員であつた期間、連合会受給権者等の場合にあつては法第六十条第五項の規定により連合会が支給に関する義務を承継している老齢年金給付又は法第六十一条第二項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年改正</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額は、厚生年金基金（以下「基金」という。）の場合にあっては当該事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であった者（以下「基金加入員等」という。）について、<u>厚生年金基金連合会</u>（以下「連合会」という。）の場合にあっては当該事業年度の末日における当該連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者（以下「連合会受給権者等」という。）について、次の第一号から第三号までに定める額を合計した額にその者の性別、生年月日及び当該事業年度の末日における年齢に応じて別表第一に定める数を乗じて得た額と第四号に定める額にその者の性別及び当該事業年度の末日における年齢に応じて別表第二に定める数を乗じて得た額を合算した額とする。</p> <p>一 平成十七年四月一日前の厚生年金保険の被保険者であった期間であつて、基金加入員等の場合にあつては当該基金の加入員であつた期間、連合会受給権者等の場合にあつては法第六十条第五項の規定により連合会が支給に関する義務を承継している老齢年金給付又は法第六十二条の三第二項の規定により連合会が支給することとされている老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金</p>

法」という。) 第九条の規定による改正前の法第六十二条の三第二項の規定により連合会が支給することとされている老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であった期間(法附則第三十二条第一項又は平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であった期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。以下「加入員たる被保険者であった期間」という。)のうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。) 附則第八十二条第一項に規定する旧特例第三種被保険者であった期間(第二号において「旧特例第三種被保険者であった期間」という。)及び同項に規定する特例第三種被保険者等であった期間(第三号において「特例第三種被保険者等であった期間」という。)以外の加入員たる被保険者であった期間について、次に掲げる基金加入員等及び連合会受給権者等の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ、ニ (略)
二、四 (略)

の加入員であった期間(法附則第三十二条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百号)第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であった期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。以下「加入員たる被保険者であった期間」という。)のうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。) 附則第八十二条第一項に規定する旧特例第三種被保険者であった期間(第二号において「旧特例第三種被保険者であった期間」という。)及び同項に規定する特例第三種被保険者等であった期間(第三号において「特例第三種被保険者等であった期間」という。)以外の加入員たる被保険者であった期間について、次に掲げる基金加入員等及び連合会受給権者等の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ、ニ (略)
二、四 (略)